

「障害」表記変更の例

| 区 分 | 用語の例 | |
|---|---|--------|
| | 現行の表記 | 変更後の表記 |
| 《変更する例》 | 「障害」 | 「障がい」 |
| 「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合 | ・精神障害 | ・精神障がい |
| 《変更しない例》 | | |
| 法令等の名称（これらに規定された用語を含む。）を用いる場合 | （法令の名称）障害者自立支援法、障害者基本法 （条例の名称）鳥取県障害者施策推進協議会条例 （県以外の機関が定めた通知の名称） 障害者関係功労者表彰要綱 （法令に規定された用語） 障害者基本計画、身体障害者相談員、身体障害者福祉司、 身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者週間、障害年金、 指定障害福祉サービス事業所、障害程度区分 （条例に規定された用語） 鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県障害者介護給付費 等不服審査会 （県以外が定めた通知に規定された用語） 障害者自立支援対策臨時特例交付金、重度障害者在宅就 労促進特別事業、障害者就業・生活支援センター事業 | |
| 他の機関、大会等の名称等の固有名詞 | （機関の名称）国立身体障害者リハビリテーションセンター （大会の名称） 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭 （調査の名称）障害者に関する世論調査 | |
| 医学用語等の専門用語を用いる場合 | じん臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害 | |
| 著作物を引用する場合 | | |
| 人の状態を表すものではない用語を用いる場合 | 障害物の除去、電波障害 | |